

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の廃止に伴う
総合評価方式におけるヒアリングの再開について

総合評価方式におけるヒアリングについては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に万全を期す観点から、令和2年3月より実施しないとしてきたところです。

今般、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」が廃止されることに伴い、工事及び業務の総合評価方式におけるヒアリングについては、下記のとおりとすることとします。

記

- 1 ヒアリングの再開 令和5年6月1日以降公告の案件から
(令和5年5月8日から5月31日までの公告案件についてはヒアリングを設定しません)

2 対象工事及び業務

(1) 建設工事

	ヒアリングあり	ヒアリングなし
標準型	○	×
簡易型B・C（対策あり型）	○	△ [※]
簡易型B・C（対策なし型）	△	○

○：標準、△：選択可能、×：選択不可

※ 工事内容により、ヒアリング有無を選択可能とする

(2) 設計業務委託

	ヒアリングあり	ヒアリングなし
高度・標準	予定価格1千万円以上 [※]	予定価格1千万円未満 [※]
難度		

※ 業務内容等により、ヒアリング有無を選択可能とする。

3 問い合わせ先

三重県県土整備部 公共事業運営課 総合評価班 電話 059-224-2696